

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	世界貿易機関（WTO）分担金	種別	分担金	30年度 予算額	957,519千円	総合評価	B
拠出先 国際機関名	世界貿易機関（WTO）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1） 設立経緯等・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、1994年に合意に至った世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定に基づき、1995年1月1日に設立された国際機関。 ・本部：ジュネーブ（スイス）、加盟国：164か国（2017年12月時点） ・WTOは、貿易に関連する様々な国際ルールを定めているWTO協定（WTO設立協定及びその附属協定）の実施・運用を行うと同時に、新たな貿易課題への取組を行い、多角的貿易体制の中核を担っている。 <p>（2） 拠出の概要及び成果目標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貿易ルールの運用及びその強化に係る種々の活動を行うための人件費や事務的経費等に使用される。WTO協定の設立目的に資するため、貿易自由化・円滑化に資する措置を増加させることを目標とする。 						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> ・WTOは、①貿易自由化・ルールづくりのための交渉、②協定履行監視、③紛争解決制度の3つの機能を持つ。①の交渉機能については、近年では、2014年にWTO史上初めて全加盟国間で合意した貿易円滑化協定（TFA）の発効や、2016年に情報技術協定（ITA）品目拡大交渉の妥結により、WTO加盟国全体に利益をもたらした大きな成果を上げている。また、②の監視機能については、貿易政策検討（TPR）制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会（CRTA）等の会合で各加盟国のWTO協定の履行監視を行っている。加えて、③の紛争解決制度については、WTO加盟国間の貿易紛争を「法の支配」の原則に則り解決することを目的としており、WTO設立以来553件（2018年6月時点）の案件が本制度に付託されており、加盟国の本制度に対する信頼がうかがえる。 ・最近の主な成果として、2017年12月の第11回WTO閣僚会議（MC11）において、電子商取引分野における関税不賦課のモラトリアム（電子的送信に関税を課さないとの慣行を一定期間継続する約束をすること）の延長を含む作業計画、漁業補助金に関する作業計画、並びに知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の非違反申立てに係るモラトリアムの延長が決定された。また、電子商取引について日本の主導により、米国、EUを含む71の加盟国の参加を得て、将来のWTO交渉に向けた探求的作業を開始すると共同声明を発出した。さらに、零細・中小企業（MSMEs）、投資円滑化といった今日的課題について、今後のWTOにおける議論を後押しする有志国の閣僚声明が発出された。 ・WTOは貿易の様々な事項について他の国際機関等との協力・連携を行っており、例えば、アゼベドWTO事務局長は2017年11月のAPEC閣僚会合及び2018年5月のAPEC貿易担当大臣（MRT）会合に出席した。 ・日本は、通常2年毎に開催される閣僚会議及び年2、3回開催される非公式閣僚会合に、常に政務クラスが参加し、多数国間の議論、意思決定に日本の意見を反映させている。また、河野外務大臣が2017年11月のAPEC閣僚会議出席の際及び2018年4月のジュネーブ出張の際にアゼベド事務局長と会談を行う等、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部を含め、様々なレベルでWTO事務局側と意見交換を行い、日本として自由貿易の旗手として多角的貿易体制を牽引していく決意であることとともに、日本としての関心事項等をWTO事務局側に伝達・働きかけるようにしている。 ・日本は持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット8a「貿易のための援助」に特に力を入れて取り組んでおり、トップドナーとしてWTOにおける途上国の開発に関する議論を牽引している。 						
2 組織・財 政マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：ドイツ連邦会計検査院（the German Supreme Audit Institution）、報告・提出月：2017年6月、結果及び対応：特段の指摘事項なし ・内部監査 対象年度：2016年3月～2017年6月、報告・提出月：2017年7月、結果及び対応：特段の指摘事項なし ・財政状況の報告 報告・提出月：2017年6月（2016年度） ・日本は、WTO行財政委員会において、組織・財政改革の重要課題である人件費の抑制及び職員構造の改革に関し、WTOによる正確な指標と分析に基づいた頻繁なアップデート 						

	トを求める旨発言し、多くの国から支持されている。													
3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性	<p>・WTOは、多角的貿易体制の維持・強化に多大なる貢献を行ってきており、日本が国際貿易を増進することを可能にしている。その中で、日本は一貫してWTOの予算を分担することにより、日本の発言力やプレゼンスを高めている。保護主義や内向き志向の台頭が懸念される中、WTOにおいて積極的に貢献し、日本が更に国際貿易を増進できる環境を整えていくことは必須と言える。拠出金による直接の成果は、上記1のとおり。</p> <p>・日本は自由貿易の旗手として、自由貿易推進に取り組んできている。その中でWTOは、自由貿易推進の礎である「ルールに基づく自由で開かれた多角的貿易体制」を具現化するものである。2017年12月の第11回WTO閣僚会議(MC11)においては、電子商取引について日本の主導により、米国、EUを含む71の加盟国の参加を得て、将来のWTO交渉に向けた探求的作業を開始するとの共同声明を発出した。また、各種会合でも日本は大きなプレゼンスを発揮しており、閣僚級会合にも常に日本の政務クラスの幹部が招待され、日本の意見を表明し続けており、WTOにおける議論をリードしている。</p> <p>・WTOの最高意思決定機関である隔年開催の閣僚会議の会期間において、その任務を代わって遂行するWTOの常設機関の中での最高機関である一般理事会の議長を、2018年3月から伊原在ジュネーブ国際機関日本国政府代表部大使が務めている。</p> <p>・WTOが実施する途上国のキャパシティビルディング(能力構築)は、日本の二国間支援の方針である平成30年開発協力重点方針の重点「③途上国と共に『質の高い成長』を目指す経済外交・地方創生への貢献」と整合的である。また、途上国のWTO協定上の義務の履行能力や多国間交渉における交渉能力の向上を図るために、WTO事務局が行うWTO協定に特化した研修・セミナーやインターンシップ等は日本を含めて他の機関等には実施できないものであり、日本による多角的貿易体制の維持・強化のための取組を補完する役割を担っている。</p> <p>・アゼベドWTO事務局長は、2017年5月の来日の際には安倍内閣総理大臣への表敬、岸田外務大臣(当時)、滝沢外務大臣政務官(当時)他関係閣僚等と会談したほか、「日本国と世界貿易機関による共同声明」を発出した。また、2017年10月以降もWTO閣僚会議や非公式閣僚会合等の機会に日本の要人(世耕経済産業大臣、岡本外務大臣政務官等)がアゼベド事務局長と会談しており、特に河野外務大臣は、2017年11月のAPEC閣僚会議出席の際及び2018年4月のジュネーブ出張の際にアゼベド事務局長と会談している。2018年4月の会談では、河野外務大臣から、日本は自由貿易の旗手として、WTOと緊密に連携しながら、電子商取引等の今日的な課題に取り組むこと等を通じて、多角的貿易体制を牽引していく決意である旨述べ、アゼベド事務局長からは、電子商取引の取組を含む日本のリーダーシップを評価するとともに、世界の貿易を巡る現下の情勢も踏まえ、多角的貿易体制の維持・強化のためにWTOとして日本と一層協力していきたい旨が表明された。</p>													
4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: center;">164 (EUを含む)</td> <td style="width:10%; text-align: center;">385</td> <td style="width:10%; text-align: center;">5</td> <td style="width:10%; text-align: center;">0</td> <td style="width:10%; text-align: center;">1.3%</td> <td style="width:10%; text-align: center;">4</td> <td style="width:10%; text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p>その他特記事項： ・WTO事務局はGATT時代から、能力(メリット)ベースで採用を決めてきた伝統があり、また、給与を出向元が負担する形であっても出向を受け入れていない等、日本人職員の採用を巡っては独自の事情がある。</p>								164 (EUを含む)	385	5	0	1.3%	4	0
164 (EUを含む)	385	5	0	1.3%	4	0								
5 PDCAサイクルの確保等	PLAN	WTOからの分担金支払い要請を勧告し、日本は国内で予算要求。												
	DO	WTO事務局は予算を分配し、事業を実施。日本は、在ジュネーブ国際機関日本国政府代表部が中心となって、一般理事会や行財政委員会等の各種委員会に参加し、WTOの活動をモニタリング。												
	CHECK	日本は、WTO行財政委員会における財務報告書等の内部監査報告書、ドイツ連邦会計検査院による外部監査報告書により予算の適正な使用を確認し、より効果的な機関の運営に係る要改善事項を提示。												
	ACT	WTO事務局は、加盟国等からの提言を受けて、次会計年度の予算案に反映する等適宜対応。												
・日本からの分担金は、用途が特定されておらず、一般会計に組み入れられるため、日本からの分担金のみを特定することはできない。														
担当課室名	国際貿易課													